

報告第 2 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 2 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

令和 2 年 5 月 2 6 日一般競争入札に付した、川之石地区交流拠点施設新築建築主体工事の請負契約を締結する内容の専決処分をしたため。

専決第 1 5 号

川之石地区交流拠点施設新築建築主体工事請負契約の締結について
標記契約の締結につき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第
1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 2 9 日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 川之石地区交流拠点施設新築建築主体工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 契約の金額 | 金 2 2 5, 5 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 八幡浜市産業通 3 番 3 号
株式会社大任建設
代表取締役 鈴 木 善 幸 |

